

○秋田県名誉県民条例

昭和五十六年三月十三日

秋田県条例第一号

(目的)

第一条 この条例は、秋田県の発展に卓絶した功績があり、県民が誇りとしてひとしく敬愛する者に対し、秋田県名誉県民(以下「名誉県民」という。)の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。

(選定)

第二条 名誉県民は、知事が議会の同意を得て選定する。

(顕彰)

第三条 名誉県民には、秋田県名誉県民称号記及び秋田県名誉県民章を贈る。

2 名誉県民の事績は、県公報に登載する。

(礼遇及び特典)

第四条 名誉県民には、規則の定めるところにより、礼遇をし、特典を与える。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○秋田県名誉県民条例施行規則

昭和五十六年三月十三日

秋田県規則第六号

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県名誉県民条例(昭和五十六年秋田県条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名誉県民の選定)

第二条 条例第一条に規定する名誉県民は、政治経済の発展、学術文化の振興、地方自治の振興、社会福祉の向上その他県民の福祉の増進に広く貢献した者のうちから選定するものとする。

(秋田県名誉県民称号記及び秋田県名誉県民章)

第三条 条例第三条第一項に規定する秋田県名誉県民称号記及び秋田県名誉県民章は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとする。

(昭五六規則四〇・一部改正)

(礼遇及び特典)

第四条 条例第四条に規定する礼遇及び特典は、次のとおりとする。

- 一 式典への招待
- 二 刊行物の供与
- 三 公の施設の利用についての便宜の供与
- 四 その他知事が適当と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十六年規則第四〇号)

この規則は、公布の日から施行する。